

第3期 利尻富士町生涯学習推進計画

～ふるさとを支える、人の魅力があふれるまち～



令和3年度～令和12年度
(2021年度～2030年度)



利尻富士町教育委員会

第3期 利尻富士町生涯学習推進計画 目次

・はじめに（利尻富士町教育委員会 教育長 島谷 一昭）	2
-----------------------------	---

第1章 計画策定にあたって

1 生涯学習とは	3
2 生涯学習の必要性	4
3 計画策定の背景	5
4 策定の趣旨	6
5 計画の位置づけ	7
6 計画の期間	8
7 計画の見直し・評価	8

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	9
2 基本方針	9
3 目標を達成するための基本施策	10～12

第3章 付属資料

・利尻富士町生涯学習推進計画について（諮問）	13
・利尻富士町生涯学習推進計画について（答申）	14
・利尻富士町生涯学習推進計画策定委員会名簿	15
・利尻富士町生涯学習推進計画策定委員会設置規則	16～17

発刊のことば

令和2（2020）年に開町140年を迎えた利尻富士町においては、少子高齢化に伴う過疎化が急速に進んでおり、今後もますますこうした状況が進んでいくと予測されるなか、町民一人一人が自己の人格を磨き、生涯にわたって豊かな人生が送れるよう、いつでもどこでも学習する機会や環境が求められています。一人一人がその資質や能力を向上させることができ、成果を生かす場面があるような環境を整えることで、地域社会全体の活性化を図っていく生涯学習社会の実現を目指していくことが重要とされています。

このたび策定された「第3期利尻富士町生涯学習推進計画～ふるさとを支える、人の魅力があふれるまち～」は、本町における今後10年間（令和3年度～12年度）の生涯学習の推進に関する基本施策を盛り込んだもので、「利尻富士町まちづくり創造総合計画」に則った「ふるさとを魅力あふれる宝の島に」を将来像としてとらえ、目標を達成するための具体的な施策を提示したものです。

コロナ禍のなかで限られたスケジュールではありましたが、宗谷教育局のご助力を得ながら、委員のみなさまによる意見交流や審議をしていただき、策定されたものです。

計画達成のためには3つの基本目標の好循環が不可欠であり、住民自らが担い手として、地域運営に主体的に関わっていくことが肝要です。住民一人一人がゆとりと豊かさを実感し、子供から高齢者までお互いに支え合い、笑顔で暮らせるまちづくりと、次世代に誇れる元気で安心なまちづくりの実現に向けて、行政としての指導相談体制の充実を図ってまいり所存です。

末尾になりますが、ご多忙の折、計画策定にご尽力を賜りました宗谷教育局および策定委員のみなさまに心から御礼申し上げます。

令和3年3月

利尻富士町教育委員会
教育長 島谷 一昭

第1章 計画策定にあたって

1 生涯学習とは

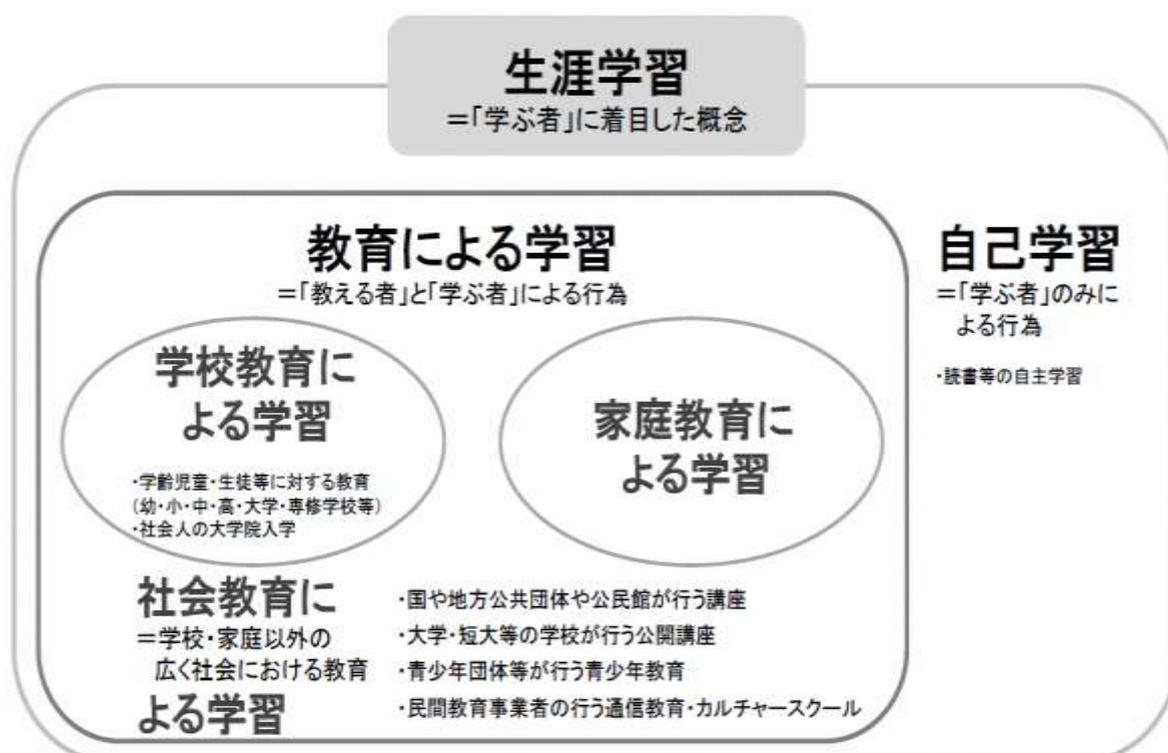
「生涯学習」という言葉は、一般には、人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、社会教育、学校教育、家庭教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。

また、生涯学習社会を目指そうという考え方・理念自体を表していることもあります。2006（平成18）年に教育基本法が改正され、生涯学習の推進を目指す生涯学習社会像が第3条に「生涯学習の理念」として示されました。

○教育基本法 第3条（生涯学習の理念）

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

誰もがいつでもどこでも学習することができ、学習成果を生かすことができる、生涯学習社会の実現を目指しており、各個人が行う自己学習と学校教育や家庭教育を含む社会教育において行われる多様な学習活動のみならず、福祉の向上、青少年の健全育成、産業の振興、連帯感のあるコミュニティの形成など、個人の領域からまちづくりまで多様な側面をもった概念であるといえます。



2 生涯学習の必要性

「人生 100 年時代」、「超スマート社会 (Society5.0)」へ向けて社会が大きな転換点を迎える中であって、少子化による人口減少の局面に入るとともに、高齢化が急速な勢いで進んでいます。また、地域経済の縮小、医療・介護の逼迫、地域の伝統行事等の担い手の減少、財政の悪化など、地域社会は様々な課題に直面しています。その中には、子供たちの学力・体力の低下、いじめや不登校の問題など子供たちを巡る諸課題、人と人とのつながりの希薄化に伴う高齢者や若者の社会的孤立という課題もあります。

今後の地域社会を持続可能なものにするうえで、こうした課題の解決を図ることが急務であり、そのために住民自らが担い手として、地域づくりに主体的に関わっていくことが求められています。

一人一人が様々な課題に適切に対応していくことが必要とされている中、生涯学習には、職業上の能力の向上などによる自己実現や、生きがいとゆとりある充実した生活を創出することに加え、次のような新たな意義や役割が求められています。

- ① 一人一人が学習を積み重ねる中から、地域に関りをもつことや住民相互のふれあいを広げること、また、学んだ成果を自治会・町内会活動やボランティア活動等で生かすことを通して、地域の中で「居場所」や「出番」を獲得し、他者のためになっているという自己有用感を感じ取ること等、「人や地域社会とのつながりをもたせる」こと
- ② 子供たち自身が、これからの北海道の持続的な発展のために必要な人材として、基本的な学力や生活習慣等、学習者としての素地を身に付けることができるよう、地域の大人が子供たちとの関り方について学ぶことや、学んだ成果を生かして子供たちの成長を支える活動を行うこと等、「子供たちの育ちを支える」こと。
- ③ 学習をとおして、新たな知識や技能を習得するとともに、地域課題を見つけて考える力、知識や情報を活用して課題を解決する力等、実社会で生きていく上での総合的な力を身に付け、その力を生かして地域づくりを進めること等、「地域の活性化へ寄与する」こと。

今後、生涯学習を一層推進するためには、住民一人一人の学習活動を促進することを基本に、地域のよさや可能性を最大限に生かすこと、人口減少や少子高齢化、子供たちを巡る諸問題などの課題に向き合うこと、さらに、地域住民相互のつながりを深め、地域づくりを進めていくことなどについて、町民をはじめ、様々な機関・団体等が同じ方向を向いて取り組めるよう、目指す姿を明らかにすることが必要です。

3 計画策定の背景

(1) 国の動向

平成 30 年（2018 年）に閣議決定された「第 3 期教育振興基本計画」における「今後の教育政策に関する基本的な方針」では、生涯学習に関連する目標として、「人生 100 年時代を見据えた生涯学習の推進」、「人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進」、「職業に必要な知識やスキルを生涯通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進」、「障害者の生涯学習の推進」が挙げられ、生涯学び、活躍できる環境を整えていくことの必要性が示されています。また、平成 30 年（2018 年）12 月の中央教育審議会答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」では、今後の地域における社会教育のあり方として、「社会教育を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり」が示されています。

(2) 人口減少と少子高齢化の進行

人口減少と少子高齢化の進行に伴い、家庭の教育力の低下や地域や世代間の交流の減少などが懸念されています。そこで、子どもを安心して産み育てられるよう、子育て家庭への支援を充実させるとともに、高齢者が、健康で豊かな生活を送るための生きがいづくりや豊かな人生経験を生かせる地域社会での活躍の場づくりが求められています。また、学校・家庭・地域を含めた社会全体で、地域課題の解決に向けた取り組みをより一層推進していくことも求められています。

(3) グローバル化や高度情報化の進展

社会や経済、情報のグローバル化が進展している中で、コミュニケーション能力の育成や、多様な文化を理解し認め合う国際人として活動できる能力が求められています。さらに高度情報化社会では、ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）、IoT（Internet of Things）などの急速な技術革新に適応するための教育や、情報モラルに対する教育の重要性が高まっています。また、国際化の進展については、異なる文化や価値観を持った人々と交流する機会が増えることから、国際交流を支援するためのグループや人材の育成が課題であり、地域社会では、外国人と共生し相互理解を深めていくことが求められています。

(4) ライフスタイルや価値観の多様化

ライフスタイルや個人の生き方、価値観が多様化しており、生涯を通じて健康で生きがいのある人生を送るため、様々な学習機会の充実が求められています。さらに、生涯学習は、個人の楽しみや自己の向上のために行われるだけでなく、住民一人一人が学びを通じて、生き生きと暮らし、地域社会とのつながりを育み、互いに支え合いながら豊かに共生するまちをつくることを目的として行うことが、今まで以上に求められています。

(5) 多様な生き方が尊重される社会

個人の価値観が多様化している現代社会において、年齢や性別、国籍、障がいの有無にかかわらず、一人一人の人格や個性、多様な生き方が尊重され、互いに支え合い、誰もが将来に希望を持って人生を送ることができる社会の実現が求められています。

4 策定の趣旨

近年、少子高齢化、高度情報化、国際化などライフスタイルの多様化が一層進み、産業構造や雇用環境の変化、環境問題の深刻化など著しく社会が変化しています。また、人間関係の希薄化、地域における地縁的なつながりの希薄化などにより、家庭や地域における教育力が低下し、子供たちを取り巻く教育環境にも大きく影響を及ぼしています。

本町においても、少子高齢化、過疎化が進んでおり、今後も、こうした状況がますます進んでいくと予測される中で、町民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことができるような環境を整え、町民一人一人の資質・能力の向上を目指すことができる「生涯学習社会」の実現が求められています。

利尻富士町教育委員会では、めまぐるしく変化する時代の流れの中、教育における課題を明確にし、中長期的な展望に立って教育施策を推進するために、平成13年から「(第1期)利尻富士町生涯学習推進計画」を策定し、総合的かつ計画的に教育施策を進めてきました。

このたび、令和2年度をもって「(第2期)利尻富士町生涯学習推進計画」の計画期間が終了となることから、引き続き計画的に生涯学習施策を推進していくため、現状を把握し、時代の変化に対応した本町の生涯学習推進の指針となる「(第3期)利尻富士町生涯学習推進計画」を新たに策定することとしました。

本計画は、利尻富士町の「町民憲章」「教育目標」を具現化し、「まちづくり」「人づくり」を通して町を活性化するためにも「ふるさとを魅力あふれる宝の島に」を将来像とした平成30(2018)年度策定「利尻富士町まちづくり創造総合計画」に則り、主に教育分野での施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として定めるものです。



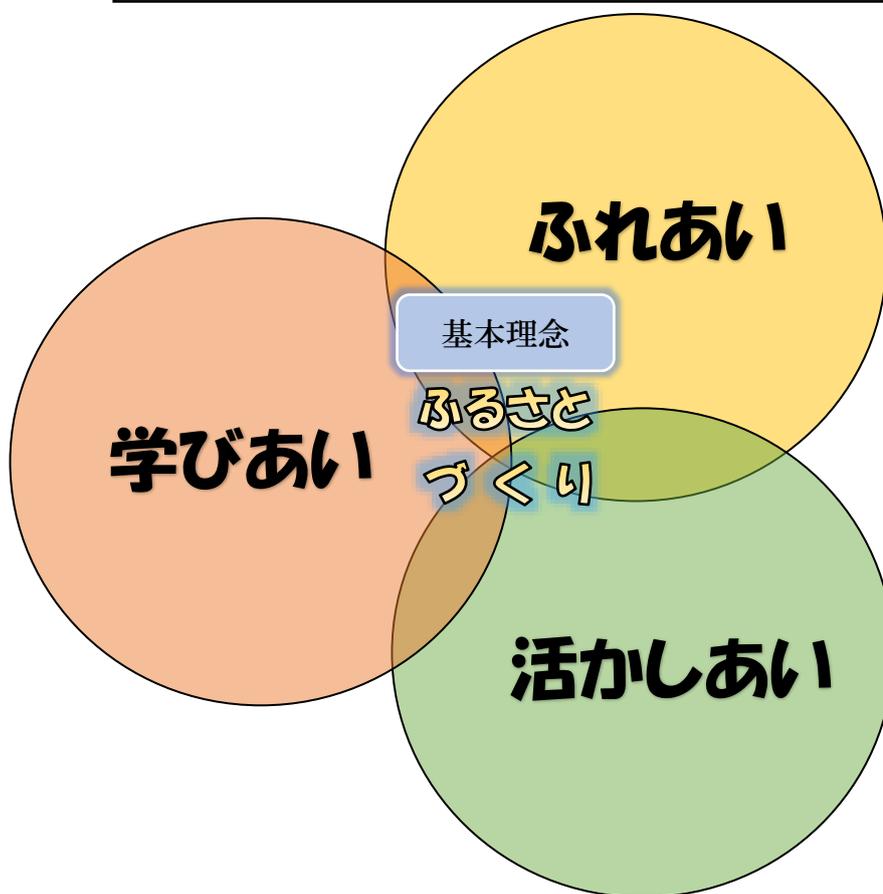
5 計画の位置づけ

スローガン

ふるさとを支援する、人の魅力があふれるまち

利尻富士町町民憲章

- ・元気で働き 伸びゆく 豊かなまちにしましょう
- ・たがいに助けあい 親切で あたたかいまちにしましょう
- ・きまりを守り 力をあわせて 明るいまちにしましょう
- ・教養をたかめ 心ゆたかな 文化のまちにしましょう
- ・自然を大切に 住みよい 清潔なまちにしましょう



学びあい

ふれあい

活かしあい

「利尻富士町まちづくり創造総合計画」より

利尻富士町教育目標

- ・健康な心身をきたえ たくましい実践力をもつ人
- ・心あたたかく敬愛の念をもち 豊かな社会を築く人
- ・進んで知識や技能を高め 創意ある生活をめざす人
- ・勤労を尊び 自らの仕事に誇りと喜びをもつ人
- ・郷土の自然と文化を愛し 住みよい町づくりに努める人

6 計画の期間

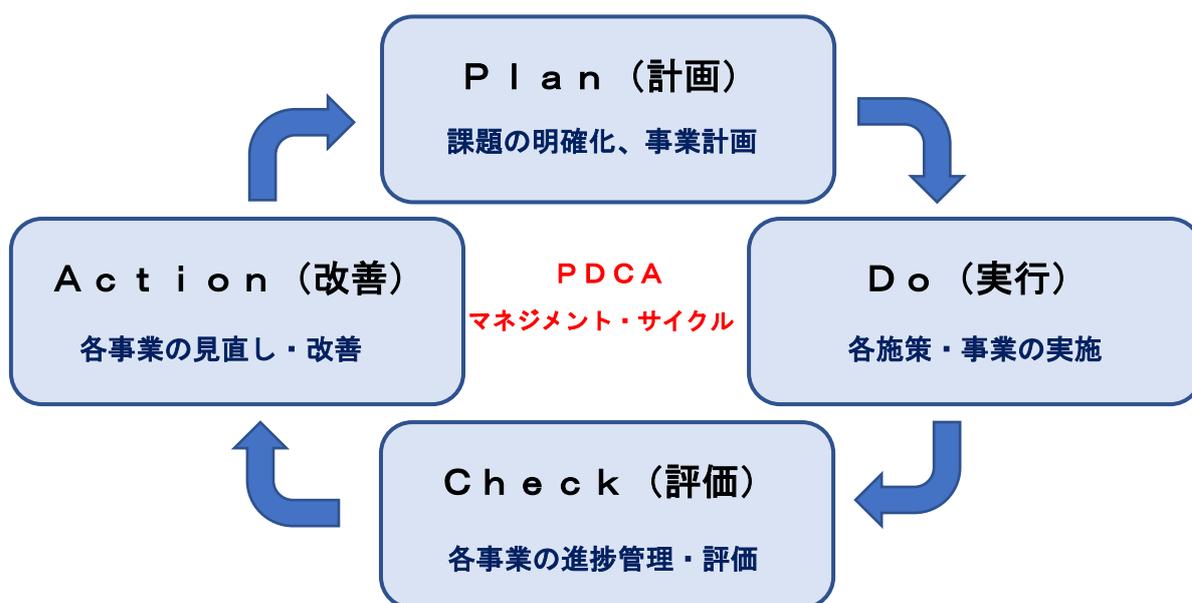
計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

ただし、社会情勢や施策の進捗状況等を踏まえ、計画期間の中間年（令和7年度）を目途に見直しを行います。

年度	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030
計画										
利尻富士町まちづくり創造総合計画	10年間									
利尻富士町生涯学習推進計画	10年間									

7 計画の見直し・評価

本計画を効果的に推進するためにPDCAのマネジメント・サイクルにより進行状況を管理しながら、推進します。



第2章 計画の基本的な考え方

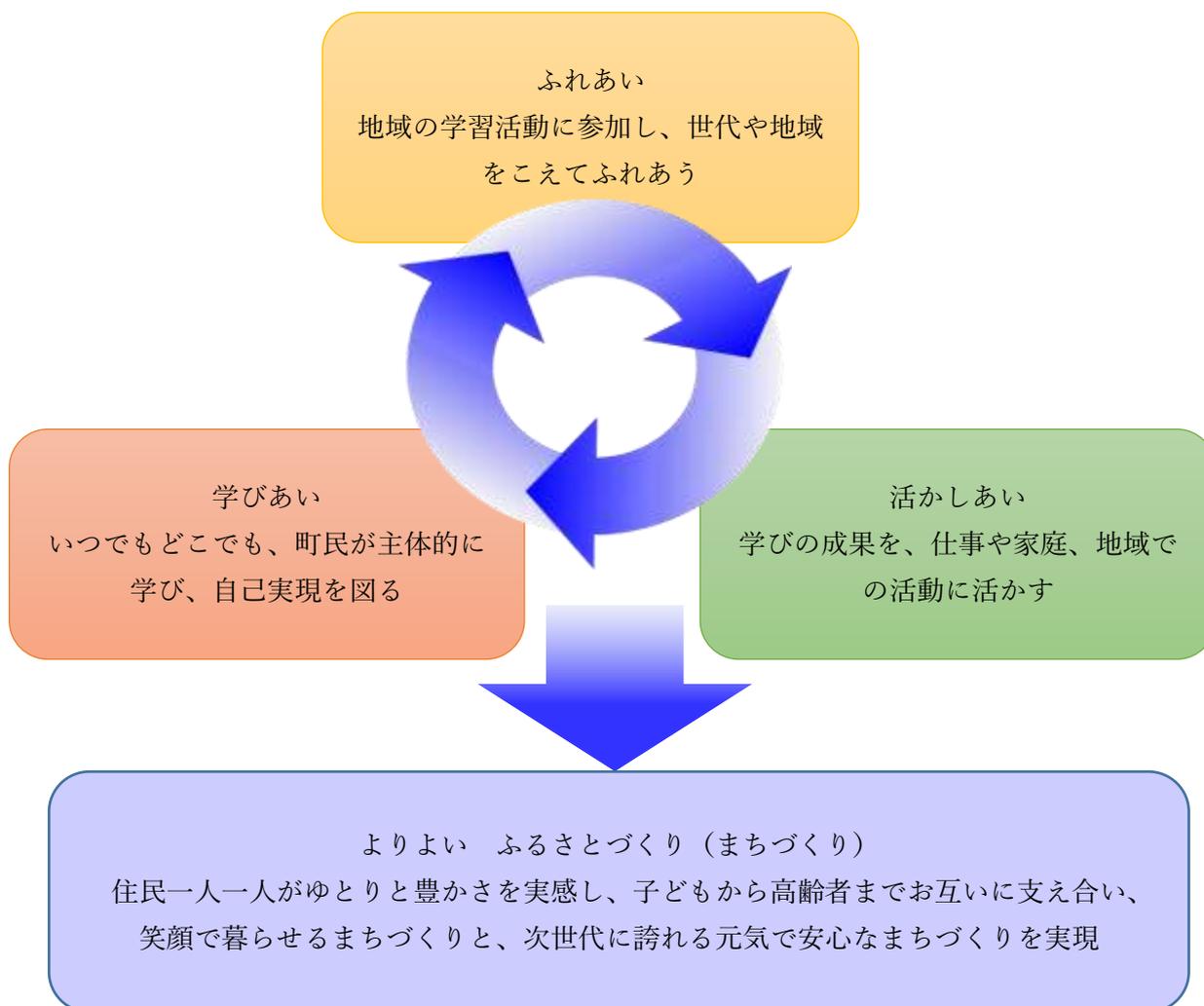
1 基本理念

「学びあい」「ふれあい」「活かしあい」の3つの基本目標を生かした「ふるさとづくり」を基本理念とし、住民一人一人がゆとりと豊かさを実感し、子供から高齢者までお互いに支え合い、笑顔で暮らせるまちづくりと、次世代に誇れる元気で安心なまちづくりを実現するために、利尻富士町が目指す将来像「ふるさとを魅力あふれる宝の島に」を目指します。

2 基本方針

平成30年12月の中教審答申において、社会教育を「個人の成長と地域社会の発展に重要な意義と役割を持つ」と位置づけ、その果たすべき役割を「人づくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」と定めました。そして、人口減少や高齢化、つながりの希薄化等の課題に対し、「住民自らが担い手として、地域運営に主体的に関わっていくことが重要」と言及しました。

このようなことから、利尻富士町生涯学習推進計画の3つの基本目標「学びあい」「ふれあい」「活かしあい」を継承しつつ、その好循環によってよりよい地域づくり「ふるさとづくり」を目指し、計画を推進します。



3 目標を達成するための基本施策

「学びあい」～いつでもどこでも、町民が主体的に学び、自己実現を図る

○ライフステージに応じた多様な学習機会の提供

・生涯学習には、地域の課題を住民が主体的に解決するなど、これまで以上に地域づくりに寄与することが期待されていることから、住民が地域の諸課題を自らのこととして捉え、解決に向けて行動化するための学習を活発化させるため、地域の優れた自然や文化、産業、食や観光資源など、「ふるさとの魅力」を再認識する機会や、地域の諸課題を学ぶ機会を提供するとともに、生涯を通してライフステージに応じた学習ができる環境づくりを目指します。

○家庭教育や子育てに関する学習機会の提供

・核家族化の進展や地域との関係の希薄化など、子育て家庭が孤立しやすい状況にある中、親や保護者の育児不安の解消や孤立を防止するため、育児に関する講座や子供とのコミュニケーションの取り方など、家庭教育に関する学習機会の充実を図ります。

○学びの基盤づくりのための学校教育の充実

・2020年度から順次実施する新しい学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」を重視し、よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするかを明確にしながら、自己実現を図っていくこととしています。「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通じ、子供たちが学習内容をより深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けられるよう教育諸条件の整備・充実を図ります。

○子供たちの体験活動、読書活動の推進

・すべての子供たちが「生きる力」を身に付けられるよう、野外教育や環境教育を通じた自然体験、ボランティア活動などの社会体験、芸術・文化体験等の多様な体験活動の機会を提供するとともに、あらゆる機会と場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう読書環境の整備・充実を図ります。

「ふれあい」～地域の学習活動に参加し、世代や地域をこえてふれあう

○健康な町民育成のためのスポーツ振興

・町民が身近な場所で気軽にスポーツを楽しめる環境を整えていくことは、町民一人一人が生涯にわたって多様なスポーツに親しみ、心身ともに明るく健康で豊かな生活の実現につながっていくことから、年齢や性別、障害の有無、ライフスタイル等に関わらず、誰もがスポーツに取り組むことができる環境の充実を図ります。

○文化・芸術活動の推進

・文化・芸術は、人々の創造性を育むものであるとともに、他者との共感や相互理解を促すなど、地域社会の基盤の形成につながることから、まちの歴史や芸術・文化に触れる機会の提供、文化財の調査・保護、文化・芸術活動を行う団体への支援など、町民の文化・芸術活動への参加を促進します。

○社会教育の充実

・町民一人一人が主体的に生涯学習に取り組むことができるよう、庁内関係部署や関連施設との連携を強化するとともに、国や道などが主催する研修会へ職員等を派遣し、町民の学習活動を支える人材の資質向上を図ります。

○学びを通じた交流・仲間づくりの推進

・公民館等の生涯学習関連施設やサークル・団体が主催する事業において行うワークショップなどのグループ学習を通じた仲間づくりの機会の提供や、世代をこえて町民同士が交流できる施設環境の整備を図ります。

「活かしあい」～学びの成果を、仕事や家庭、地域での活動に活かす

○地域と学校の連携・協働の推進

・社会総掛かりでの教育の実現を図る上で、これからの学校は、地域でどのような子供を育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを保護者や地域住民と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」へと転換していく必要があり、地域においても、学校と連携・協働してより多くの地域住民等が子供たちの成長を支える活動に参画するための基盤を整備していくことが重要です。

そのため、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みである「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）」と幅広い地域住民等の参画により地域全体で子供たちの学びや成長を支える様々な活動である「地域学校協働活動」を一体的に推進するとともに、地域の様々な機関や団体等のネットワーク化を図り、地域と学校の連携・協働体制の構築に取り組みます。

○町民のまちづくり活動等への参加促進

・地域の特徴を生かした自主的かつ総合的なまちづくりを進め、多様性を持ち個性的なまちの実現に向け、文化祭や各種スポーツ大会等、日頃の学習成果を発表する場を拡充するとともに、学習成果や特技を生かし、地域のボランティア活動や講座などの指導者として活躍できる仕組みをつくるなど、地域住民の各種イベントの企画運営への参加促進を図ります。

○地域ぐるみで取り組む青少年の健全育成

・青少年が自信を持って成長し、よりよい社会の担い手となるためには、自己肯定感をバランスよく育む必要があることから、地域住民の一人一人が、「地域の子供は地域で育てる」という当事者意識を持ち、子供を地域の宝として、学校・家庭・地域・行政・子供の育成支援に関わる諸団体が連携協力し、地域ぐるみで取り組む青少年の健全育成を推進します。



(わんぱくマラソン大会)



(防犯・交通安全さわやか駅伝大会)

令和3年1月25日

利尻富士町生涯学習推進計画策定委員会委員長 様

利尻富士町教育委員会
教育長 島谷 一昭

利尻富士町生涯学習推進計画の策定について（諮問）

開町140年を迎えた利尻富士町をさらに発展させることを念頭に、本町を取りまく地域特性や社会の情勢・変化を踏まえるとともに、新たな課題に対応した方策の方向性を明らかにするため、生涯学習推進に関する総合的な行政運営の指針として、10年間の新たな「利尻富士町生涯学習推進計画」の策定を諮問します。

1. 諮問の理由

本町においては、少子高齢化に伴う過疎化が急速に進んでおり、今後もますますこうした状況が進んでいくと予測されるなか、町民一人ひとりが自己の人格を磨き、生涯にわたって豊かな人生が送れるよう、いつでもどこでも学習する機会や環境が求められています。一人ひとりがその資質や能力を向上させることができ、成果を生かす場面があるような環境を整えることで、地域社会全体の活性化を図っていく生涯学習社会の実現を目指していくことが重要です。

本町の「町民憲章」および「教育目標」を具現化するため、前回計画に掲げた「学びあい」「ふれあい」「活かしあい」という3つの基本目標を生かした「ふるさとづくり」を基本理念に、「利尻富士町まちづくり創造総合計画」に則った「ふるさとを魅力あふれる宝の島に」を将来像に、利尻富士町生涯学習推進計画を策定するものです。

2. 策定の視点

- (1) 利尻富士町の地域の特性を十分考慮したものであること。
- (2) 広く住民の考えを聞き、意見を反映したものであること。
- (3) 具体的な目標を提示し、わかりやすく表現したものであること。
- (4) 長期的な計画であり、中期的な見直しを盛り込んだものであること。

3. 策定の期日

令和3年3月31日までとします。

令和3年3月30日

利尻富士町教育委員会
教育長 島谷 一昭 様

利尻富士町生涯学習推進計画策定委員会
委員長 辰 己 富 雄

利尻富士町生涯学習推進計画の策定について（答申）

令和3年1月25日に諮問された利尻富士町生涯学習推進計画について、利尻富士町の現状と課題を検討し、今後10年間の生涯学習の推進に関する基本施策を審議した結果、下記のとおり利尻富士町生涯学習推進計画が策定されましたので、ここに答申します。

記

1. 計画の名称

第3期利尻富士町生涯学習推進計画～ふるさとを支える、人の魅力があふれるまち～

2. 答申にあたって

利尻富士町における今後10年間（令和3年度～12年度）の生涯学習の推進に関する基本施策を盛り込んだ「第3期利尻富士町生涯学習推進計画」を策定しました。基本理念として、本町の「町民憲章」および「教育目標」を具現化するため、前回計画に掲げた「学びあい」「ふれあい」「活かしあい」という3つの基本目標を生かした「ふるさとづくり」を踏襲し、「利尻富士町まちづくり創造総合計画」に則った「ふるさとを魅力あふれる宝の島に」を将来像としてとらえ、目標を達成するための具体的な施策を提示したものです。コロナ禍のなか、タイトなスケジュールではありましたが、宗谷教育局のご助力を得ながら3回にわたる意見交流や審議の過程を経て、本日の答申となりました。しかしながら、社会情勢の変化は目まぐるしく、数年ごとに施策の評価や目標値の見直しなど検討を加えることが必要不可欠と考えております。

本町においては今後も少子高齢化が進み人口減少が必至な状況となっておりますが、計画達成のためには3つの基本目標の好循環が不可欠であり、住民自らが担い手として、地域運営に主体的に関わっていくことが肝要です。住民一人一人がゆとりと豊かさを実感し、子供から高齢者までお互いに支え合い、笑顔で暮らせるまちづくりと、次世代に誇れる元気で安心なまちづくりの実現に向けて、行政としての指導相談体制の充実を図りながら、一層の努力を期待いたします。

令和2年度 生涯学習推進計画策定委員委嘱名簿

No.	氏名	所属団体	備考
1	辰己富雄	社会教育委員	委員長
2	今 昭	社会教育委員	
3	堤 真寿美	社会教育委員	
4	西島 徹	文化財専門委員	
5	川村敏幸	スポーツ推進委員	
6	牧野 隆史	スポーツ推進委員	
7	古川 千鶴子	文化協会代表	
8	大場 久稔	校長会代表	副委員長
9	込山 茂	教頭会代表	
10	菊地 喜助	和友会代表	
11	黒川 哲義	体育協会代表 鴛泊小学校PTA代表	
12	柏谷 愛一	鴛泊中学校PTA代表	
13	西澤弘能	利尻小学校・鬼脇中学校PTA代表	
14	福岡 諒	商工会青年部代表	
15	小野寺 聖矢	利尻漁業協同組合	
16	亀田 英樹	利尻富士町青少年健全育成町民会議代表	
17	長岡 明美	商工会女性部代表	
18	佐藤 キク工	利尻富士町食生活改善協議会代表	
			計18名
	事務局	利尻富士町教育委員会	

○利尻富士町生涯学習推進計画策定委員会設置規則

平成12年6月20日教育委員会規則第4号

利尻富士町生涯学習推進計画策定委員会設置規則

(設置)

第1条 利尻富士町生涯学習推進計画(以下「推進計画」という。)の策定にあたり、総合的な視点に立って協力・連携を行いながら町民の自主的・自発的な学習活動の促進を図るため利尻富士町生涯学習推進計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 策定委員会は、利尻富士町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、推進計画の策定に関し、生涯学習の総合的な視点に立って町民の学習活動を促進・援助のための必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 策定委員会の定数は20名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する者をもって組織する。

- (1) 社会教育団体
- (2) 教育関係団体
- (3) 生涯学習関連団体
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、策定委員会の答申が終了するまでの期間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に、委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は、委員長が欠けたときは職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集する。

- 2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、策定委員会の議長となる。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 策定委員会に、策定委員会の決定により専門部会を置くことができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。